議案第61号

守谷市個人情報保護条例及び守谷市行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の 利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

守谷市個人情報保護条例及び守谷市行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 8 月 3 0 日 提 出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

| 議案 | 頁数 |
|-------|----|
| 6 1 号 | 1 |

守谷市個人情報保護条例及び守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(守谷市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 守谷市個人情報保護条例(平成13年守谷町条例第34号)の一部を 次のように改正する。

第21条の2中「第7号」を「第8号」に、「第8号」を「第9号」に改める。

(守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部 改正)

第2条 守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年守谷市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第10号」を「第11号」に改める。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

| 議案 | 頁数 |
|-------|----|
| 6 1 号 | 2 |

提案理由(議案第61号)

提案の理由を申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことにより、引用した号にずれが生じることから、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

| 議案 | 頁数 |
|-------|----|
| 6 1 号 | 3 |

守谷市個人情報保護条例新旧対照表 (第1条関係)

改正

(情報提供等記録の提供先への通知)

第21条の2 実施機関は、訂正請求に対する決定に 基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 現 行

(情報提供等記録の提供先への通知)

第21条の2 実施機関は、訂正請求に対する決定に 基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条<u>第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条<u>第8号</u>に規定する条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

| 6 1号 | 議案 |
|------|----|
| 4 | 頁数 |

守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条<u>第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条<u>第11号</u>の条例で定める特定個人情報 を提供できる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教 育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事 務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個 人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員 会が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 (略)

(趣旨)

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条<u>第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条<u>第10号</u>の条例で定める特定個人情報 を提供できる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教 育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事 務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個 人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員 会が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 (略)

| 6 1号 | 議案 |
|------|----|
| 5 | 頁数 |